

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新井昌行

一 道路の種類 県道
二 路線名 下戦場塩貝戸線
三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
秩父郡皆野町大字皆野字辻原二五一二 番六地先から同郡同町大字皆野字塩貝 戸二四六六番三地先まで	秩父郡皆野町大字皆野字辻原二五一二 番六地先から同郡同町大字皆野字塩貝 戸二四六六番三地先まで	区間
七・九六・一三・一六	五・一九・五・七〇	敷地の幅員 (メートル)
二九・三九	二四・六三	延長 (メートル)
		備考